

## 第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

|                  | 日本  | アメリカ   | イギリス   | ドイツ  |
|------------------|---|--|--|--|
| 定年年齢等根拠法令        | 高年齢者等雇用安定法  | 雇用における年齢差別禁止法(ADEA)<br>(注2)  | 2011年雇用平等（退職年齢規定廃止）規則                                | 一般雇用機会均等法 (AGG)など  |
| 施行年月             | 2021年4月（注1）   | 1967年  | 2011年4月  | 2006年8月  |
| 定年制              | 可（60歳以上）<br><br>事業主は、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、①70歳までの定年引上げ②定年制の廃止③70歳までの継続雇用制度の導入④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入、のいずれかの措置を講ずるよう努めなければならない | 原則不可<br><br>例外として、特定の業務（パイロットなど）の正常な遂行のため合理的に必要なとされる定年制、高級管理職で一定額以上の退職給付（年金）を受給できる者に対する65歳以上定年制がある | 原則不可<br><br>ただし、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある           | 可<br><br>AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制（労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意）は、社会法典第6編(SGB VI)41条を根拠に合法とみなされている |
| 高齢者の解雇に対する特別な保護等 | ・事業主は、雇用する高年齢者等が1か月以内に5人以上が解雇等により離職する場合は「多数離職届」をハローワークに提出しなければならない<br>・事業主は、解雇等により離職する高年齢者等が再就職の支援を希望する場合は、職務経歴などの高年齢者等の再就職に資する事項などを明らかにした「求職活動支援書」を作成し、高年齢者等に交付しなければならない                     | 雇用における年齢差別禁止法：<br>上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている   | 雇用における年齢差別の禁止：<br>上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている | 解雇制限法(KSchG)による高齢者の解雇保護：<br>不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、補償金が支払われる。対象者が、50歳以上(労働関係が15年以上)、55歳以上（労働関係が20年以上）の場合、補償金が上乗せされる           |

注 1) 改正法の施行年月。60歳定年制は1995年4月より施行。

2) ADEA: Age Discrimination in Employment Act of 1967.

第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

|                  | フランス  | 中国  | 韓国  |
|------------------|---|---|---|
| 定年年齢等根拠法令        | 労働法典L1132-1条（差別防止に関する一般規定）、L1237-5条など（注3）   | 労働者の定年・退職に関する国務院の暫定規則<br>高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則  | 雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律   |
| 施行年月             | 2008年5月に改正  | 1978年6月   | 2013年4月改正法成立  |
| 定年制              | 可（原則として、70歳以上）<br>ただし、67歳以上の者に対して雇用主は退職する意思があるかどうかを確認して、同意が得られれば退職させることができる（注4）               | 可（男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以上）<br>ただし、1983年に国務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」（第2条第4項）により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については、国務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究又は著述活動を継続して行うことができる | 可（60歳以上）<br>2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化された                  |
| 高齢者の解雇に対する特別な保護等 | 整理解雇時における高齢者等への配慮義務：<br>企業が経済的な理由による解雇（整理解雇）を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない | —   | 「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている |

出典 [日本] 厚生労働省、[アメリカ] アメリカ労働省(DOL)、[イギリス] イギリス議会、ACAS、[ドイツ] ドイツ法律データベース及び労働社会省(BMAS)、[フランス] フランス法律データベース(Légifrance)及びフランス労働省等、[中国] 中国国務院、[韓国] 雇用労働部

注 3) 「差別防止に関する法律(LOI n°2001-1066 du 16 novembre 2001 relative à la lutte contre les discriminations)」により改正。

4) 公共サービスサイト(Un employeur peut-il mettre d'office un salarié à la retraite ? Vérifié le 01 septembre 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Première ministre))参照。